

給実甲第1270号
令和2年4月1日

人事院事務総長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
十一 航空管制手当（規則第23条）関係 1 規則第23条第1項の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。 (1)～(4) (略)	十一 航空管制手当（規則第23条）関係 1 規則第23条第1項の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。 (1)～(4) (略)

(削る)

(5)~(10) (略)

(11) 「航空情報管理管制運航情報業務」は、国土交通省組織規則（平成13年国土交通省令第1号）第130条第9項に定められている業務をいう。

(12) 「技術管理航空管制技術業務」は、国土交通省組織規則第131条第10項に定められている業務をいう。

(13) 「性能評価航空管制技術業務」は、国土交通省組織規則第131条第23項に定められている業務をいう。

(14)・(15) (略)

(削る)

2 (略)

(5) 「航空衛星運用技能証明書」は、平成17年4月1日において航空衛星運用職員試験規則（平成13年国土交通省訓令第96号）第8条に定められている技能証明書をいう。

(6)~(11) (略)

(12) 「航空情報管理管制運航情報業務」は、国土交通省組織規則（平成13年国土交通省令第1号）第130条第11項に定められている業務をいう。

(13) 「技術管理航空管制技術業務」は、国土交通省組織規則第131条第7項に定められている業務をいう。

(新設)

(14)・(15) (略)

(16) 「航空衛星運用業務」は、平成17年4月1日において航空衛星運用職員試験規則第2条に定められている業務をいう。

2 (略)

以 上